

令和7年度
第10回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和8年1月23日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和7年度第10回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和8年1月15日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和8年1月23日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和8年1月23日 13時30分			議長	三浦美恵子
	閉会	令和8年1月23日 14時02分			議長	三浦美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	○	14	中 村 一 彦	○
	5	齊 藤 由希子	▲	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	○
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	▲	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
10	阿 部 正 光	○				

議事録署名委員	議席番号 17番	伊藤 始	議席番号 18番	松村勝彦
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	高橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花 浩		
	農地調整係長	松尾 竜也		
	農地調整係主任	恩賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日の委員の出欠について報告いたします。

総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号5番齊藤由希子委員仕事のため欠席、議席番号8番熊澤威人委員所用のため欠席と連絡をいただいております。

以上2名の欠席となっており、出席委員数は19名中17名となります。以上で報告を終わります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和7年度八幡平市農業委員会第10回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。

よって議事録署名人には、議席番号17番伊藤始委員と議席番号18番松村勝彦会長職務代理者を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第10回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第10回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3 報告・連絡事項となります。

1 項目め。令和 8 年 1 月以降の主な会議 行事等日程について

2 項目め。令和 7 年度第 10 回総会について

以上、3 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、2 月 9 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

2 項目め。令和 7 年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会の参加について

内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通りとなり、委員の皆様にご通知をいたしたところではあります。

3 項目め。令和 8 年度農作業労賃と機械利用料金標準額（参考額）の策定について

内容について協議を行ったところ、6 ページの上側に記載した通りとなり、本日の総会の議事、議案第 4 号として提案を行うものです。

農業委員、皆様のご審議をお願いします。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員及び、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 7 年度第 10 回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 8 年 1 月 23 日、運営委員長（会長）三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。

何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の 7 ページをご覧ください。

令和 7 年 12 月 25 日から令和 8 年 1 月 22 日までの業務報告をさせていただきます。

まる 1 番からまる 3 番までは先月の総会内容、まる 4 番は 11 月の総会内容となります。まる 5 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。まる 6 番はこの 1 ヶ月の農地改良届の内容であり、現地調査を行っております。

次に、まる 7 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は1月16日の金曜日でございます、5件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の8番委員熊澤威人委員、農業委員の12番委員大森直子委員、推進委員の西根南地区の7番委員工藤章夫委員、推進委員の松尾地区の7番委員館柳順吉委員、推進委員の安代地区の5番委員種市新一委員の5名でございます。

事務局からは高橋事務局長と私と恩賀主任の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、まる8番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和7年12月16日から令和8年1月15日までの間で、あっせんの申出は2件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。

何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

1番委員（小山田委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい。

1番委員（小山田委員）

1番、小山田と申します。

農地あっせんの所なんです、この三浦さんという方は大体近くに、この辺くらいの面積を求めてるのでしょうか。

それとも、ばらばらで良いのでしょうか。

事務局（松尾農地調整係長）

お答えします。

この農事組合法人 IWATE BIG FUTURE は岩手町の法人ではあるんですけども、耕作農地は岩手町の他、八幡平市内ですと岩手町に近い帷子の辺りを耕作していて、ただですね帷子方面の農地については他の方が耕作していて実際には探すことができないというふう聞いております。

それで安代地区でも良いので、長芋を作付けできるような畑を探そうとしていたので、八幡平市全域とさせていただいておりました。

以上です。

1番委員（小山田委員）

面積は離れても良いのでしょうか。

事務局（松尾農地調整係長）

そうですね、はい。

まとまっていなくても、畑を探したいということでした。

1 番委員（小山田委員）

また、もうちょっと詳しく後で夕方にでも聞きたいと思います
ありがとうございました。

議長（三浦会長）

その他にありませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。

ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第 1 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

初めに、議案第 1 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 2 件です。

関係資料 1 ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号 1：平館第 7 地割 18-10 畑 9,984 m²のうち 2,726 m²を含む 3 筆 3,331 m²です。

転用の目的は、賃貸借権設定による工事用の作業用通路及び駐車場等ですが、すでに利用してしまっていることから、追認申請となります。

申請者は、申請地に隣接する山林から培土の原料となる土取りを行うことなどを理由に申請地を利用することとしたものです。

本件については、申請者が農地法についての理解が不十分であったことから追認申請となったもので申請書とあわせて顛末書の提出も受けております。

申請地の農地区分は農用地区域内農地、例外規定は一時転用による申請で、契約期間は3年を予定しており、完了後は原状復旧するものです。

申請番号2：松尾寄木第11地割46-1畑15,931㎡のうち3,687㎡です。

転用の目的は、賃貸借権設定による砂利採取です。

申請者は、土木工事等の基礎資材である砂利の継続採取、安定確保が必要なため、令和4年度に砂利採取の実績がある当該地を選定し申請のあったものです。

申請地の農地区分は農用地区域内農地、例外規定は一時転用による申請で、契約期間は2年を予定しており、完了後は原状復旧するものです。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員館柳順吉委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（館柳順吉委員）

はい、農地利用最適化推進委員の館柳です。

申請番号1番ですが、位置は西根第一中学校から西へ約1kmの地点です。

現況は、工事用通路及び駐車場として利用されていました。

申請番号2番ですが、位置は柏台小学校から東へ約1.4kmの地点です。

現況は積雪により確認できませんでしたが、航空写真及び申請者が提出した写真により牧草が作付けされていたことを確認しました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第1号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の4ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

関係資料1ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：松尾寄木第17地割159-5田439㎡です。

現況は、宅地化しています。

申請地は、亡夫が既存建物を増築し、あわせて残地を庭にしてしまい、平成4年頃から放置してしまったということです。

申請番号2：松尾寄木第21地割293田1,345㎡です。

現況は、雑種地化しています。

申請地は、亡夫が資材置場として使用してしまい、平成元年頃から放置してしまったということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員館柳順吉委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（館柳順吉委員）

はい。

申請番号1番および2番ですが、位置は寄木小学校から西へ約2km以内に点在しています。

現況は、積雪により一部確認できない箇所がありましたが、航空写真及び申請者が提出した写真により、宅地および雑種地化されていたことを確認しました。

いずれの土地も、非農地化されてから20年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、

許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページから16ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定22件、使用貸借権設定16件、所有権移転が4件の合計41件です。

賃貸借権設定のうち10件、使用貸借権設定のうち14件は更新、その他17件は新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～9番は西根南地区に係る申請です。

申請番号10番～17番は西根北地区に係る申請です。

申請番号18番～21番は松尾地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号22番～31番は西根南地区に係る申請です。

申請番号32番～37番は西根北地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号 38 番～39 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 40 番～41 番は 安代地区に係る申請です。

以上、各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 3 番及び 4 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 18 番 松村勝彦 会長職務代理者の退席を求めます。

(18 番 松村勝彦 会長職務代理者 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 3 番及び 4 番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号 3 番及び 4 番を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号 3 番及び 4 番については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号 18 番 松村勝彦 会長職務代理者の着席を求めます。

(18 番 松村勝彦 会長職務代理者 着席確認)

議長（三浦会長）

次に、申請番号 16 番及び 17 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 14 番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（14 番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号16番及び17番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号16番及び17番を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号18番については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号14番 中村一彦 委員の着席を求めます。

（14 番 中村一彦委員 着席確認）

議長（三浦会長）

次に、申請番号 39 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 16 番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

（16 番 工藤嘉充 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号39番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号39番を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号39番については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号16番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

(16番 工藤嘉充 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号3番、4番、16番、17番及び39番を除く議案第3号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号3番、4番、16番、17番及び39番を除く議案第3号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号3番、4番、16番、17番及び39番を除く議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第4号『令和8年度農作業労賃と機械利用料金標準表について』

議長（三浦会長）

議案第4号『令和8年度農作業労賃と機械利用料金標準表について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案の17ページをお開き願います。

議案第4号の説明をさせていただきます。

次第3の報告、第10回運営委員会報告で申し上げたとおり、令和8年1月8日に開催した第10回運営委員会の決定により、提出をさせていただくものです。

次のページとなります。

令和8年度農作業労賃と機械利用料金参考額表となります。

それでは、提案内容について説明を行います。

令和7年度策定分からの変更点について説明をさせていただきます。

最初に人力の部となります。

1点目、水田作業及び畑作業の時間給を「岩手県の最低賃金」と同額としております。

2点目、オペレーターの時間給を「岩手県の最低賃金」の上昇に合わせ、増額をしております。続きまして、機械の部となります。

参考額を変更しております。

なお、稲苗・乾燥及び調整はJAの料金と同額としているため、参考額の変更は生じていないことを申し添えます。

続きまして、その他となります。

機械の部の下にある欄外となります。

一番下に記載している「遠方までの移動料」の文言を、他の項目と表現を合わせた内容に変更しております。

変更点は以上となります。

続きまして、稲苗の参考額の公表に関して、現状を含めた説明をさせていただきます。

本来であれば、JA新岩手から公表された令和8年度の稲苗の料金を記載した内容の提案とするところですが、現在、JA新しいわて八幡平営農経済センターで利用者から注文を受けた数量を基に、協議を行っているとのこととあります。

このことから本日の総会では、令和8年度の稲苗の料金をご提示できない状況となっており、先ほど説明したとおり稲苗については、参考額の変更は生じていないという内容で提案をさせていただいております。

ただし、令和8年3月中に、JA新岩手八幡平営農経済センターから8年度の稲苗の料金が公表されるとの情報を得ており、同月中に考欄の表示と併せ、新しい稲苗料金を記載した内容に改めることとします。

以上の状況から、参考額の変更は生じていないという内容ではありますが、農業委員の皆様より

ご審議をいただき、本日の総会で令和8年度の農作業労賃と機械利用料金標準額を決定していただくようお願いを申し上げます。

なお、本日の総会で決定となりましたら、ただ今説明した内容で市ホームページに掲載し、また行政連絡員を通じた市内全戸配布により農業者に周知を行う予定でございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。

これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第4号『令和8年度農作業労賃と機械利用料金標準表について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時02分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第10回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年2月25日

会 長 _____

17 番委員 _____

18 番委員 _____

令和7年度

第10回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和8年1月23日（金）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第10回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
 - 議案第4号 令和8年度農作業労賃と機械利用料金標準額について
- 5 閉 会